

対象者には11月7日までにお知らせします 木造家屋の固定資産税評価額の見直し

● 昨年度から見直しを行っている、平成20年以前に建てられた木造家屋の固定資産税評価額について、本年度は、24～28年度課税分の見直しを行います。たので詳細をお知らせします。

■問い合わせ：資産税課資産調査室 ☎64-2111 内線3159・3160

平成24～28年度課税分の取り扱い

● 本年度は、24～28年度課税分(表A※1)に是正後の計算方法を適用し、さかのぼって再計算(★参照)を行いました。その結果、減額となる対象者は6935人(法人を含む)、金額は1億1094万8200円(表B)です。減額は過払い額とし、新しく制定した「北上市木造家屋評価額計算方法

■課税年度別の評価額計算方法(表A)

		家屋が建築された時期(年)		
		H20年以前	H21年以降	
課税年度	H3～H23	市の計算方法		是正後の計算方法※2
	H24～H28	市の計算方法 →是正※1		
	H29～R2	是正後の計算方法 ※3		
	R3～			

■平成24～28年度課税分の再計算結果(表B)

年度	対象者(人)	補てん金額(円)		
		過払い額	利息相当額	合計
H24	5,734	21,147,600	10,069,600	31,217,200
H25	5,706	21,121,200	9,025,000	30,146,200
H26	5,692	21,065,700	7,986,500	29,052,200
H27	5,805	23,845,200	7,928,800	31,774,000
H28	5,786	23,768,500	6,698,600	30,467,100
合計	6,935	110,948,200	41,708,500	152,656,700

※対象者の合計欄は、重複者を除いた合計人数です。

■木造家屋経年減点補正率基準表(平成24年度)(表C)
1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

※固定資産評価基準別表第9から抜粋

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
① 47,000点未満		② 47,000点以上 74,000点未満		③ 74,000点以上 114,000点未満		④ 114,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.65	4	0.65	4	0.65	4	0.65
5	0.60	5	0.60	5	0.60	5	0.60
6	0.55	6	0.55	6	0.55	6	0.55
7	0.50	7	0.50	7	0.50	7	0.50
8	0.45	8	0.45	8	0.45	8	0.45
9	0.40	9	0.40	9	0.40	9	0.40
10	0.35	10	0.35	10	0.35	10	0.35
11	0.30	11	0.30	11	0.30	11	0.30
12	0.28	12	0.28	12	0.28	12	0.28
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.54
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.53
15	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.51
16		16	0.32	16	0.40	16	0.50
17		17	0.29	17	0.38	17	0.48
18		18	0.26	18	0.36	18	0.47
19		19	0.23	19	0.34	19	0.45
20		20	0.20	20	0.31	20	0.43
21		21		21	0.29	21	0.42
22		22		22	0.27	22	0.40
23		23		23	0.25	23	0.39
24		24		24	0.22	24	0.37
25		25	0.20	25		25	0.36
26		26		26		26	0.34
27		27		27		27	0.32
28		28		28		28	0.30
29		29		29		29	0.28
30		30		30		30	0.26
31		31		31		31	0.24
32		32		32		32	0.22
33		33		33		33	0.20
34		34		34		34	0.22
35		35		35		35	0.20

各区分により補正率が最低水準となる期間が異なります

● これまでの経緯
平成3年の三市町村合併時の申し合わせに基づき、23年まで運用していた市の評価額計算方法(市の計算方法)が、総務省が示す評価額計算方法(是正後の計算方法)と一部不適合があったため、24年に是正措置を行い、21年以降の建築分に是正後の計算方法を適用しました(表A※2)。その結果、24年度からの課税評価には、家屋の建築時期によって、二つの異なる計算方法が併存する状況となりました。

● その後、市議会が20年以前の建築分にも是正後の計算方法を適用すべきとの議論がなされたほか、技術的課題にも対応できるようになったことから、昨年度、20年以前の建築分にも是正措

置を広げ、29年度課税分までさかのぼって適用し(表A※3)、既納分を誤賦課として対象者に還付・追徴を行いました。

★再計算の内容
【家屋評価額の計算方法】
木造家屋の評価額は、総務省が示す固定資産評価基準に従って下記の計算式で求めます。
今回は正を行ったのは「(B)経年減点補正率」の取り扱いです。

(A) 1㎡当たり再建築費評点数 × (B) 経年減点補正率 × (C) 積雪寒冷地補正率 × (D) 1点単価 × (E) 床面積
＝ 評価額

市の動き

夏油高原スキー場の次期運営事業者が決定 9月1日

9月の市議会通常会議において、「夏油高原スキー場の施設に関する財産の無償貸付」が議決され、北日本リゾートが引き続き10年間(令和5年7月1日から)の運営を行うことが決まりました。

平成25年に締結した同社との契約が来年6月30日に期間満了となるに当たり、運営継続の意思表示を受けて選考委員会による審査を実施。その結果、同社による運営は「可」とされ、市は今年8月8日に仮契約を締結、このたびの議決により正式な契約となりました。

同社は、地域観光、地域経済への貢献を前提に、他団体と連携しながら夏油高原エリアの「国際リゾート化」を目標に掲げています。市は、施設の維持管理や事業のサポートをしながら、同社と市民の皆さんと共に通年・滞在型の夏油高原リゾートの実現を目指します。

スキー場の将来構想、選考委員会の結果は、市のホームページ(右記QRコード)をご覧ください。



ユニバースと災害時の物資供給協定を締結 9月21日

北東北3県で食品スーパーを展開するユニバースと市は、「災害時における物資供給に関する協定」を締結しました。これは地震や風水害などの災害時に、必要となる食料品や生活必需品の提供を受けるものです。川野泉常務取締役店舗運営本部長は「いざというときは行政と協力し、ライフラインの維持に貢献したい」とあいさつしました。



【経年減点補正率とは】
経年減点補正率とは、家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価を表したものです。
家屋の種類ごとに固定資産評価基準別表第9(表C)に基づき、1㎡当たりの再建築費評点数によって適用される区分が決まります。専用住宅の場合、表Cに示すとおり①～④の4区分に分かれています。
経年減点補正率は年数の経過により次第に低下し、評点数の高いものは低下までの期間が長く、評点数の低いものは期間が短くなります。

平成9年に建築された専用住宅の平成24年度評価額(計算例)

【各種要件】

- (A) 1㎡当たり再建築費評点数 70,000点
- (C) 積雪寒冷地補正率 0.77
- (D) 一点単価 0.94
- (E) 床面積 120㎡

【市の計算方法】

経年減点補正率(B)は、一律に区分③(専用住宅の適用区分)を適用し、経過年数15年により0.43

$$(A)70,000 \times (B)0.43 \times (C)0.77 \times (D)0.94 \times (E)120 = 2,614,365円$$

【是正後の計算方法】

経年減点補正率(B)は、区分②の経過年数15年により0.35

$$(A)70,000 \times (B)0.35 \times (C)0.77 \times (D)0.94 \times (E)120 = 2,127,972円$$

上記により、

評価額 486,393円減額

税額相当額 7,295円減額(補てん金)

(H24～H30固定資産税率:1.5%)

※追徴はありません。

C)ごおりの計算方法と、評点数の違いに関わらず一つの評点数区分を一律に適用する方法(例えば、専用住宅の場合は表C③)です。
今回、平成24年度課税分までさかのぼって評価額の計算方法を是正し、20年以前の建築分にも総務省基準を適用して、計算方法の併存を解消しました。

計算方法を是正したことで、再計算により24～28年度の評価額が減額となる人が生じます。左記では、評価額が減額と見直される場合の計算例を示しています。この場合、減額分の税額相当額に利息相当額を合わせて、対象者に補てん金として支払います。詳しくは、対象者へお知らせします。

このたびの固定資産税評価額の見直しに当たり、多くの皆さまにご迷惑をおかけしていただきますことを深くおわび申し上げます。
固定資産税の課税業務は、今後も一層正確な事務の執行に努めてまいります。引き続き、税に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年度から令和2年度課税分に係る還付金の未受領の人へ

昨年度に還付通知書などを送付した対象者のうち、まだ口座振込依頼書が返送されていない人へ、10月31日付けで再度通知書を送付します。通知書が届いた人は早めの手続きをお願いします。

令和5年4月に入園・入所する園児が対象です

幼稚園、認定こども園、保育所等の園児募集

令和5年4月に入園・入所する園児を次のとおり募集します。各園の一覧は市のホームページをご覧ください。

■問い合わせ：子育て支援課 ☎72-8260



公立・私立幼稚園の一覧



保育所等、認定こども園の一覧

幼稚園、認定こども園（教育利用）

公立幼稚園

■申し込み：12月1日(木)～15日(木)に各園へ(土・日曜日、祝日を除く)9時～16時)

■募集要項・申込書：11月14日(月)から各園で配布

私立幼稚園、認定こども園（教育利用）

■申し込み：11月1日(火)9時から各園へ(2日(水)以降は土・日曜日、祝日を除き、募集人数に達するまで受け付け)

■募集要項・申込書：各園で配布中

※私立幼稚園と認定こども園は、満3歳から受け付けてできる場合があります。※私立幼稚園の入園ガイドは、各幼稚園のほか、各子育て支援センターや同課で配布しています。

その他の情報

【預かり保育】教育時間の前後や、夏・

認定こども園（保育利用）

■申し込み：第1希望の場合は、11月1日(火)～10日(木)に各園へ

各施設に関する情報など

子育て支援コンシェルジュ(hokko 01階おやこセンター)

各施設の入所相談に応じます。

■相談受付時間：祝日を除く月～金曜日10時～17時(江釣子保育園地域子育て支援センターでの出張相談は火曜日10時～16時)

子ども・子育て支援情報公表システム こどもサーチ

下記QRコードから各施設のさまざまな情報を知ることができます。



北上しらゆり大使

魅力発信など協力いただきます

第12次北上しらゆり大使に22人を委嘱しました。任期は令和6年7月23日までの2年間です。市のホームページで大使の皆さんを紹介しています。北上しらゆり大使は、市出身またはゆかりがある人に委嘱し、まちなぎ発信や市政への提言などの協力をお願いしています。

■問い合わせ：政策企画課 ☎72-8222



女性農業者向けの講習です

農機具講習会

女性農業者が安全に効率的な農作業ができるよう、機械の構造や安全な使い方の説明、実習を行います。

■とき：11月11日(金)14時～16時

■ところ：和賀町地内圃場(詳しい場所は参加者に別途通知)

■定員：15人(先着順)

■申し込み：11月4日(金)までに電話またはファクス(64-2171)、メール(noushi@city.kitakami.iwate.jp)で農業振興課へ

■問い合わせ：農業振興課 ☎72-8239

令和5年3月に延期します 環状交差点の供用

北上工業団地内で整備している成田黒沢尻線「環状交差点」は、建設資材の世界的な供給不足により完成が遅れることから、供用開始を当初予定していた令和4年12月から令和5年3月に延期します。工事期間中は通行規制などご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

■問い合わせ：道路環境課 ☎72-8274

利用希望者はご出席ください

令和5年度学童保育所利用説明会



令和5年4月から新たに学童保育所（放課後児童クラブ）へ入所を希望する児童の保護者を対象に、説明会を行います。同クラブは、保護者の仕事などで日中留守にする家庭の子どもが利用できる施設です。開所時間の目安は、授業日は11時～19時、休校日は8時～18時です。

※新規、継続に関わらず、説明会への出席が利用申し込みの条件となるクラブがあります。出席できない場合は、事前に各クラブへ連絡してください。※各クラブの所在地一覧は、市のホームページをご覧ください。
■問い合わせ…子育て支援課 ☎72-8261

■説明会の開催日時など

説明会場・問い合わせ 下段カッコはクラブ外での説明会場	小学校区	とき
つくしクラブ ☎65-3460	黒沢尻北小	12月3日(土)10時～12時
みつばちクラブ ☎63-3226	黒沢尻東小	12月10日(土)10時～12時
ひかりクラブ ☎63-6453	黒沢尻西小	12月10日(土)10時～12時
たんぽぽクラブ ☎68-3073	飯豊小	12月3日(土)14時～16時
成田学童クラブ ☎66-4110	飯豊小	2月4日(土)10時～11時
どんぐりクラブ ☎66-5478	二子小	12月4日(日)10時15分～
ひまわりクラブ ☎77-3606 (江釣子地区交流センター大ホール)	江釣子小	12月3日(土)13時30分～14時30分
くれよんクラブ ☎72-3904	笠松小	12月17日(土)10時～
いわさきクラブ ☎73-8009 (岩崎地区交流センター会議室)	いわさき小	2月10日(金)、小学校入学説明会後に実施
わがの子クラブ ☎73-5995	和賀東小	11月20日(日)10時～
すみれクラブ ☎67-2239	南小	終了。利用希望者は別途連絡してください。
たけのこクラブ ☎67-5349	鬼柳小	
さくらっ子クラブ ☎65-1920 (立花小学校体育館)	立花小、黒岩小、照岡小、口内小	12月11日(日)10時～ ※4学童保育所合同開催
しらゆりクラブ ☎66-7133 (更木小学校)	更木小	2月10日(金)、小学校入学説明会後に実施
わにっこクラブ ☎72-7035 (和賀西小学校)	和賀西小	2月10日(金)、小学校入学説明会後に実施

希望先へ向いて申請の受け付けをします

マイナンバーカードの申請期限の延長

マイナポイントの付与対象となるマイナンバーカードの申請期限が、当初の9月末から12月末までに延長されました。マイナポイントの申込期限は令和5年2月末まで変更ありませんので、この機会にマイナンバーカードを取得し、ポイントを申請しましょう。

■相談・申し込み…マイナンバーカード出張申請コールセンター ☎050-5369-5617
マイナポイント設定支援窓口
 マイナポイントの申し込みや設定のお手伝いをします(要予約)。

マイナンバーカード出張申請受け付け
 希望する場所で申請を受け付けます。

その場で本人確認も行い、後日郵送で受け取れるので、来庁する必要がなくなり、地域や企業など、まとまった人数(人数は応相談)で申し込み可能です。

■問い合わせ…市民課(出張申請受け付けに関すること) ☎72-8200、(マイナポイントに関すること) ☎72-8341

やさしいスマートフォン講座

普段お使いのスマートフォンをお持ち

■とき・内容

とき	内容
11月11日(金) 13時30分～17時	電話のかけ方、カメラ・インターネットの使い方
18日(金) 13時30分～17時	メール・SNS・コミュニケーションアプリの使い方
25日(金) 13時30分～17時	アプリのインストール方法、地図アプリの使い方

ちくください。なお、各回ともマイナンバーカードの申請方法を説明します。

■ところ…hokko2階まなびルーム2
 ■定員…10人(先着順)
 ■申し込み…右記QRコード(申し込みフォーム)または電話で都市プロモーション課へ
 ■問い合わせ…都市プロモーション課 ☎72-83325

